

## 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款にかかる当

### 組合所定事項

〔非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き〕

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款第 10 条の 2 に定める  
“当組合が別に定める期限” は次のとおりとします。

当組合が別に定める期限

当年の 1 1 月末まで